

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2025 年 5 月 30 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2025 年 4 月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

4 月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・ 外部被ばく線量の最大値：10.64 mSv/月
- ・ 内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

< 添付資料 >

- ・ 被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.2月			R7.3月			R7.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1	0	2	2	0	1	1
5超え～10以下	0	91	91	0	76	76	0	18	18
1超え～5以下	6	604	610	17	602	619	13	526	539
1以下	982	6347	7329	985	6174	7159	997	5968	6965
計	988	7043	8031	1002	6854	7856	1010	6513	7523
最大(mSv)	2.7	10.3	10.3	3.6	10.8	10.8	1.80	10.64	10.64
平均(mSv)	0.06	0.38	0.34	0.08	0.36	0.33	0.07	0.28	0.25

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の3月末（R3.4～R7.3）と4月末（R3.4～R7.4）を表2に、年度の累積線量分布の4月末（R7.4）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.3月 (2021.4～2025.3)			R3.4～R7.4月 (2021.4～2025.4)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	118	118	0	126	126	0	8	8
20超え～50以下	35	1337	1372	38	1369	1407	3	32	35
10超え～20以下	72	2003	2075	70	2014	2084	-2	11	9
5超え～10以下	142	1761	1903	143	1760	1903	1	-1	0
1超え～5以下	379	2899	3278	386	2922	3308	7	23	30
1以下	1297	8997	10294	1290	9115	10405	-7	118	111
計	1925	17115	19040	1927	17306	19233	2	191	193
最大(mSv)	35.22	66.62	66.62	36.64	68.21	68.21	-	-	-
平均(mSv)	2.11	5.64	5.29	2.14	5.69	5.33	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表 3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1
5超え～10以下	0	18	18
1超え～5以下	13	526	539
1以下	997	5968	6965
計	1010	6513	7523
最大(mSv)	1. 80	10. 64	10. 64
平均(mSv)	0. 07	0. 28	0. 25

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※ 1 の累積線量分布を表 4 に示す。

表 4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102. 69
平均(mSv)	36. 49

（H27. 10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27. 9月までの表として記載）

※ 1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第 7 条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が 1 時間につき 0. 1mSv を超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※ 2 特定高線量作業従事者の人数は、H23. 3月～H27. 9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※ 3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※ 4 H23. 3月～H27. 9月の累計の最大値（100超え）は、H25. 7月に実施したH23. 3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.2月			R7.3月			R7.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	1	1	0	1	1	0	2	2
10超え～20以下	0	11	11	0	12	12	0	5	5
5超え～10以下	0	106	106	0	111	111	0	20	20
1超え～5以下	7	679	686	18	660	678	13	561	574
1以下	981	6246	7227	984	6070	7054	997	5925	6922
計	988	7043	8031	1002	6854	7856	1010	6513	7523
最大(mSv)	2.7	24.3	24.3	3.6	21.9	21.9	1.80	24.7	24.7
平均(mSv)	0.07	0.45	0.40	0.08	0.45	0.40	0.07	0.31	0.27

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.2月			R7.3月			R7.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	8	8	0	15	15	0	1	1
5超え～10以下	0	111	111	0	76	76	0	19	19
1超え～5以下	7	602	609	17	612	629	13	562	575
1以下	981	6322	7303	985	6151	7136	997	5931	6928
計	988	7043	8031	1002	6854	7856	1010	6513	7523
最大(mSv)	2.7	12.7	12.7	3.6	12.9	12.9	1.80	10.64	10.64
平均(mSv)	0.06	0.41	0.37	0.08	0.39	0.35	0.07	0.29	0.26

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の4月末（R7.4）の等価線量（皮膚）の年度累積分布を表7に、4月末（R7.4）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の3月末（R3.4～R7.3）と4月末（R3.4～R7.4）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4月		
	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	2	2
10超え～20以下	0	5	5
5超え～10以下	0	20	20
1超え～5以下	13	561	574
1以下	997	5925	6922
計	1010	6513	7523
最大(mSv)	1.80	24.7	24.7
平均(mSv)	0.07	0.31	0.27

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70 μ m線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4月		
	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1
5超え～10以下	0	19	19
1超え～5以下	13	562	575
1以下	997	5931	6928
計	1010	6513	7523
最大(mSv)	1.80	10.64	10.64
平均(mSv)	0.07	0.29	0.26

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70 μ m線量当量としている。

表 9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.3月 (2021.4～2025.3)			R3.4～R7.4月 (2021.4～2025.4)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	140	140	0	154	154	0	14	14
20超え～50以下	36	1423	1459	39	1459	1498	3	36	39
10超え～20以下	72	2023	2095	70	2013	2083	-2	-10	-12
5超え～10以下	144	1686	1830	145	1705	1850	1	19	20
1超え～5以下	381	2878	3259	390	2895	3285	9	17	26
1以下	1292	8965	10257	1283	9080	10363	-9	115	106
計	1925	17115	19040	1927	17306	19233	2	191	193
最大(mSv)	35.88	65.66	65.66	36.70	68.54	68.54	-	-	-
平均(mSv)	2.15	5.93	5.55	2.18	5.98	5.60	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は5 0 mSv/年かつ、1 0 0 mSv/5 年（緊急被ばく限度3 0 0 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1 cm 線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm 線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70 μ m 線量当量としている。

以 上